

環境アセスメントに係るお知らせ

令和5年8月16日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

※当該事業（鉄道の立体交差事業）に関連した「関連道路整備事業」の自主的環境影響評価見解書も同時に縦覧をしています。

基本的事項	指定開発行為者	川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	指定開発行為の名称	JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）
	指定開発行為の種類	鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区塚越3丁目～中原区新丸子東2丁目
	指定開発行為の目的	鉄道の高架化を行い、沿線の道路交通の円滑化及び地域分断を解消し、安全で利便性が高く災害に強いまちづくりを推進するもの
	指定開発行為の内容	延長：約4.5km
	指定開発行為の施行期間	2024年4月（着手予定）～2040年3月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和5年8月16日（水）～8月30日（水） 縦覧場所ごとの時間、曜日は次項をご覧ください。 期間中は本市ホームページにて見解書の内容を御覧になれます。
	縦覧場所及び時間	川崎市：幸区役所・幸区役所日吉出張所・中原区役所・環境局環境評価課（市役所第3庁舎15階） 午前8時30分～午後5時。土・日曜は除く。ただし幸区役所では第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も行います。 横浜市：横浜市環境創造局環境影響評価課・鶴見区役所 午前8時45分～午後5時（環境創造局環境影響評価課は午後5時15分まで）。土・日曜は除く。 ※全ての縦覧場所で縦覧開始日は、正午から縦覧を行います。
	条例環境影響評価準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」）の開催について	市長は、意見を述べたい旨の申出があった場合に必要であると認めるときは、条例公聴会を開催します。 開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。 公聴会は、 9月30日（土）日中 の開催を予定しています。 【公述人について】 ・公述人に選定された方は公聴会に出席いただき意見を述べていただきます。（代理不可） ・公述人は、申出をされた方の中から選定させていただきます。 ・公述人に選定された方に対し、条例公聴会の開催日時、公述事項、公述の方法及び時間等を記載した通知を送付します。 申出人数が15人を超えた場合は、次のとおり公述人を選定します。 ・環境影響評価に係る事項が多岐にわたるよう配慮させていただきます。 ・環境影響の程度がより大きい居住地域の方を考慮させていただきます。 公述人に選定されなかった方に対しても、不選定理由を記載した通知を送付します。 【条例公聴会を開催しない場合】 申出がなかった場合には、条例公聴会は開催されません。
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	【申出書の記載内容】 所定の用紙またはホームページのフォームに記載してください。 ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・指定開発行為の名称 ・申出理由及び意見の要旨 意見の要旨には、条例準備書及び条例見解書に対する環境影響評価に係る事項を個別かつ具体的な意見を簡潔に記述してください。 【申出ができる方】 ・条例準備書関係地域内（別紙参照）に住所又は勤務場所を有する者 ・条例準備書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者 ・条例準備書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体 【提出期限及び提出先】 提出期限：令和5年8月30日（水）（郵送の場合は令和5年8月30日消印有効） 提出先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価課宛 提出方法：郵送、持参またはホームページのフォームから。（これ以外の受付は行いません） 申出書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意しています。
ホームページ	ホームページから見解書の閲覧、公聴会で意見を述べたい旨の申出ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表 https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html 	
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921	

関係地域の範囲（条例見解書より抜粋）

関係地域は、環境に影響が及ぶと予想される範囲とし、以下に示す範囲を包含する地域とする。

- ①大気質、騒音、振動等の影響が考えられる、計画区間の敷地境界から約 100mの範囲
- ②工事用車両の走行による影響が考えられる、工事用車両の走行ルート沿道約 50mの範囲
- ③日照阻害範囲（冬至日の8～16時において日影となる範囲）
- ④テレビ受信障害範囲

市名	区名	関係町丁名
川崎市	中原区	新丸子東2丁目、新丸子東3丁目、上丸子、田尻町、上丸子山王町1丁目の一部、上丸子山王町2丁目の一部、下沼部の一部、中丸子の一部、市ノ坪の一部、北谷町の一部、上平間の一部
	幸区	新塚越、塚越1丁目、塚越2丁目、塚越3丁目、塚越4丁目、戸手本町1丁目、戸手本町2丁目、東小倉、古川町、鹿島田1丁目の一部、鹿島田2丁目の一部、鹿島田3丁目の一部、下平間の一部、小向西町4丁目の一部、紺屋町の一部、神明町1丁目の一部、神明町2丁目の一部、都町の一部、小倉の一部、南幸町3丁目の一部
横浜市	鶴見区	矢向5丁目、矢向6丁目の一部

